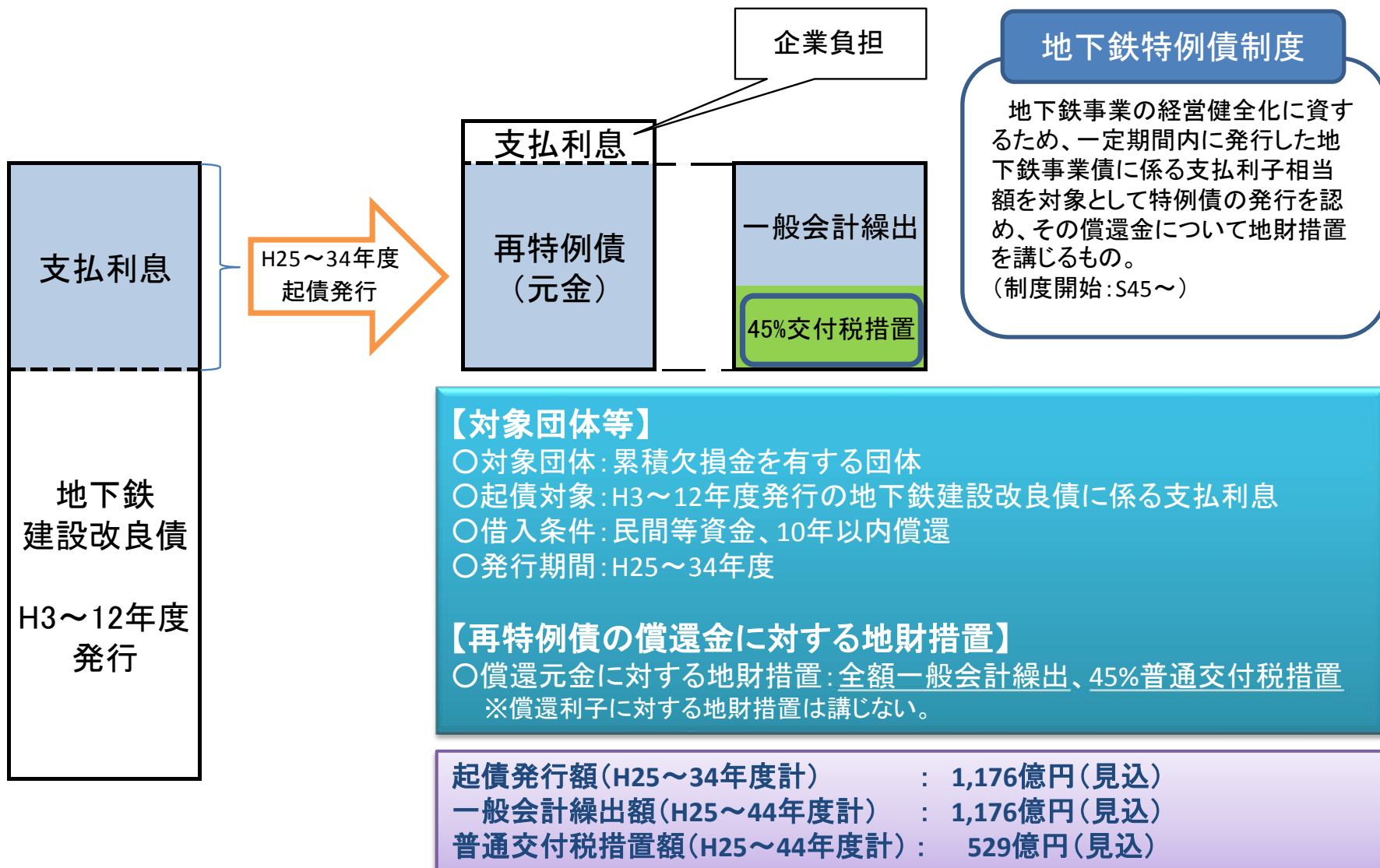


# 新たな地下鉄特例債制度（再特例債）の創設について

## 1. 再特例債のスキーム



## 2. 地下鉄特例債制度の変遷

名 称	起債対象	特例債 発行期間	特例債の償還金に対する地財措置		対 象 団 体
			元金	利子	
新特例債	S47～51年度発行の建設債に係る支払利息	S58～ H4年度	○全額一般会計繰出 ○普交措置60%	○なし (地財措置は終了)	全団体
新々特例債	S52～57年度発行の建設債に係る支払利息	H5～ 14年度	○全額一般会計繰出 ○普交措置60%	○1.2%を上限に 一般会計繰出 ○普交措置60%	全団体
続特例債	S58～H2年度発行の建設債に係る支払利息	H15～ 24年度	○全額一般会計繰出 ○普交措置45%	○1.2%を上限に 一般会計繰出 ○普交措置45%	全団体
再特例債 ※H25～新設	H3～12年度発行の建設改良債に係る支払利息	H25～ 34年度	○全額一般会計繰出 ○普交措置45%	○なし	累積欠損金を有する団体

## 3. 続特例債からの主な変更点

- ①対象団体を「累積欠損金を有する団体」としたこと
- ②償還利子に対する地財措置を行わないこと※
- ③起債対象を建設債に限定せず、改良債も含めること
- ④償還期限を10年以内とすること

※ 既発の特例債の償還金に対する地財措置については、元金分・利子分ともに従前通りの取扱いとする。